

第3次守山市環境基本計画策定支援業務 質問書に対する回答

令和4年9月26日

No.	質問事項	回答
1	<p>1) 議事録等の閲覧 仕様書に、守山市環境審議会における議論等を整理する旨の記載がございますが、本審議会に限らず、整理に必要となる貴市会議体の議事録などは契約締結以降であれば拝見できるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>本契約の履行に当たり必要となる議事録等の資料は、守山市情報公開条例や関係法令に照らし、公開が可能なものは、確認することが出来ます。詳細については、受託者と協議のうえ、決定します。</p>
2	<p>2) ステークホルダーへのヒアリング 仕様書に、事業者等へのヒアリングの記載がございますが、概ね何社程度をイメージされていますでしょうか。目安がありましたら、ご教示ください。</p>	<p>目安として20～30程度の事業者等へのヒアリングを想定しています。</p>
3	<p>3) 委員会等への出席 仕様書に、守山市環境審議会への出席・資料作成等の記載がございますが、開催時期や回数を目安が決まっておりましたら、ご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>環境審議会（審議会内の部会を含む）の開催時期および回数について、目安として令和4年度中に5～6回程度、令和5年度中に7～8回程度を想定しています。</p>
4	<p>4) 成果物の公表 成果物は貴市に帰属することですが、これらは公表される可能性がございますでしょうか。また、仮に公表される場合のクレジットは貴市の名義になるのでしょうか、それとも受託者になるのでしょうか。</p>	<p>本契約で作成された計画書については、本市の名義で発行し、公表を行います。 仕様書に記載のとおり、本契約の履行に当たり生じた計画書および計画策定に関し作成した基礎資料の著作権について、発注者である本市に譲渡してください。</p>

守山市 環境生活部 環境政策課